

横浜市河川水辺環境の 保全・創出に関する指針

令和8年3月
横浜市 下水道河川局





横浜市が目指す WELL-BEING な川づくりのイメージ図

はじめに

横浜市の河川や水路は、大雨時に下水道で集めた雨水を、安全かつ速やかに流す都市の雨水排水の骨格として重要な役割を担っているだけでなく、都市に残された貴重な自然環境として日々の市民生活に潤いと安らぎをもたらし、地域コミュニティの場や生物の生息・生育・繁殖の場としての役割も果たしています。

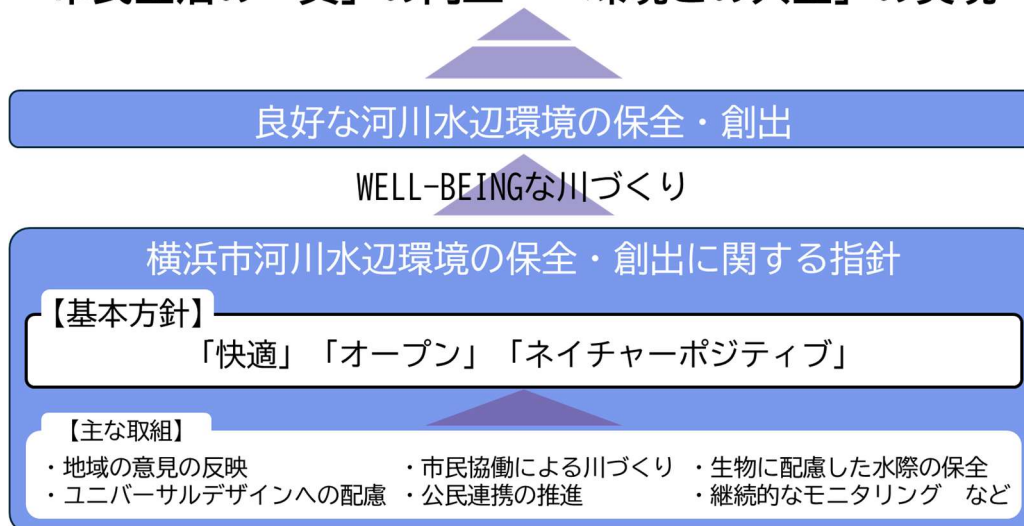
国では、「多自然川づくり基本指針」を令和6年6月に改定したほか、令和6年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、河川は都市や地域の環境価値を高める重要な要素であり、防災・生態系保全・地域活性化を同時に担う存在として位置付けられています。

一方、少子高齢化の進展やAIをはじめとしたデジタル技術の進歩、さらには気候変動の影響や生物多様性の損失など、近年の社会情勢や環境の変化を踏まえると、河川水辺環境への期待は増えてきており、環境との共生をテーマとする「GREEN×EXPO 2027」の開催を好機と捉え、その先の、河川という地域資源を生かした魅力あるまちづくりも見据え、「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」を取りまとめることとしました。

本指針に基づき、「快適」・「オープン」・「ネイチャーポジティブ」を基本方針とするWELL-BEINGな川づくり*を実践し、良好な河川水辺環境の保全・創出を図っていきます。

水辺に親しみ、生き物など自然と触れ合い、散策やレクリエーション、地域との交流や環境学習などを通じて、市民一人ひとりが現在も将来も、自然や社会とのつながりを感じながら、健康で、心豊かに暮らしていける、このような、市民生活の「質」の向上と、人と自然が互いに支えあう「環境との共生」の実現に貢献していきます。

市民生活の「質」の向上・「環境との共生」の実現



※WELL-BEING な川づくり

川づくりを通じて、「人」が健康で幸福感を感じ、多様な「生物」が生き生きと生息できる。

また、「川」自体が常に健全な状態を維持し、治水安全度も高まり安心して暮らせる。

さらには、「まち」全体の魅力が向上する。

本指針では、そのような川づくりのことを「WELL-BEING な川づくり」と呼ぶ。

横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針

目次

第1章 総論	
1-1 目的	1
1-2 適用範囲	2
第2章 河川水辺環境に関するこれまでの取組と現状把握	
2-1 これまでの取組	4
2-2 現状把握	14
第3章 河川水辺環境の保全・創出の方向性	
3-1 基本方針	17
3-2 主な取組	18
3-3 考慮すべき事項	22
巻末資料	
用語集	24

第1章 総論

1-1 目的

本指針は、市民共有の財産である河川水辺環境について、横浜市におけるこれまでの取組を体系的に整理するとともに、目指すべき方向性を定め、その達成に向けた具体的な取組としてワークショップを通じた地域の意見の反映や水辺愛護会を中心とした市民協働の展開策、さらには生物の生息・生育・繁殖の場の確保策などを示すことで、良好な河川水辺環境を保全・創出していくことを目的とする。

【解説】

近年、世界的な潮流でもあるネイチャーポジティブやWELL-BEINGの実現など、河川水辺環境に期待される役割が増えてきている。

加えて、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、治水安全度の向上を図っていく必要があるが、その際、現況の河川水辺環境に手を加えることとなるほか、整備後30年程度経過している一部の河川水辺拠点では、老朽化の進行により適正な利用ができない状況もある。

本指針は、このように河川水辺環境を取り巻く状況が大きく変化しているなか、市民生活の質の向上と環境との共生の実現を目指し、これまで以上に良好な河川水辺環境を保全・創出していくための基本方針などを示すものである。

さらに、本指針の内容を市民と共有し、共感の基に、市民協働による川づくりを進めていくことが重要である。

1-2 適用範囲

本指針は、市民が自由に利用することができる横浜市所管の河川（親水拠点を含む）並びに、水路のうち小川アメニティ及びせせらぎ緑道を対象とし、計画、設計、整備（再整備を含む）、維持管理などの全ての段階において適用する。

【解説】

治水安全度の向上を図るために河床を大規模に掘削するなど、現況の河川水辺環境に大幅な改変を要する場合や、社会情勢や環境の変化、さらには、地域ニーズのほか、施設の老朽化等により、河川水辺拠点の全体的な再整備が必要となる場合には、整備内容や手順などを定めた河川水辺環境の整備に関する計画を策定し、その際は、整備効果を定量的に把握することを基本とする。

また、本指針は、水系ごとに定めた河川法に基づく「河川整備計画」や、「横浜市河川維持管理計画」などの既存計画と相互に連動させるものとする。

（1）河川

市内には、一級河川が9河川、二級河川が24河川、準用河川が23河川の合計56河川が存在する。このうち、横浜市では、準用河川に加え、権限移譲により、一級河川を3河川、二級河川を4河川管理しているほか、河川法第16条の3に基づき神奈川県と協議し、横浜市が河川工事及び維持を行っている河川が帷子川水系、境川水系、宮川水系の8河川あり、現在、横浜市が所管している河川は38河川、延長約86キロメートルに及び、親水拠点は40箇所となっている。

（2）小川アメニティ

小川アメニティは、川の源流付近の自然環境・景観が残されている箇所、大雨時に雨水が溢れないような対策に併せ、現況の水の流れを生かしながら、周辺環境との調和に配慮した散策路等を整備したものである。自然石を配置するなど、ホタル等の水生生物や湿地を好む植物の生息環境に配慮し、源流域の小川の姿を再現している。現在、44箇所となっている。

（3）せせらぎ緑道

せせらぎ緑道は、下水道の整備に伴い水辺が失われる場所に、浅瀬に水が流れる「せせらぎ」と散策路を整備したものである。市街地を流れる比較的広い水路で、下水道の整備により浸水に対して一定の安全度が確保された箇所、水路を暗きょ化し、その上部にせせらぎ緑道を整備している。せせらぎに流れる水は、近隣の湧水や地下水等のほか、水再生センターで通常処理した後に、さらに砂ろ過やオゾンで処理された再生水等が水源となっている。現在、23箇所となっている。

凡例	対象	延長・施設数
	河川（横浜市所管）	約 86km
	親水拠点	40箇所
	小川アメニティ	44箇所
	せせらぎ緑道	23箇所

※令和8年3月現在

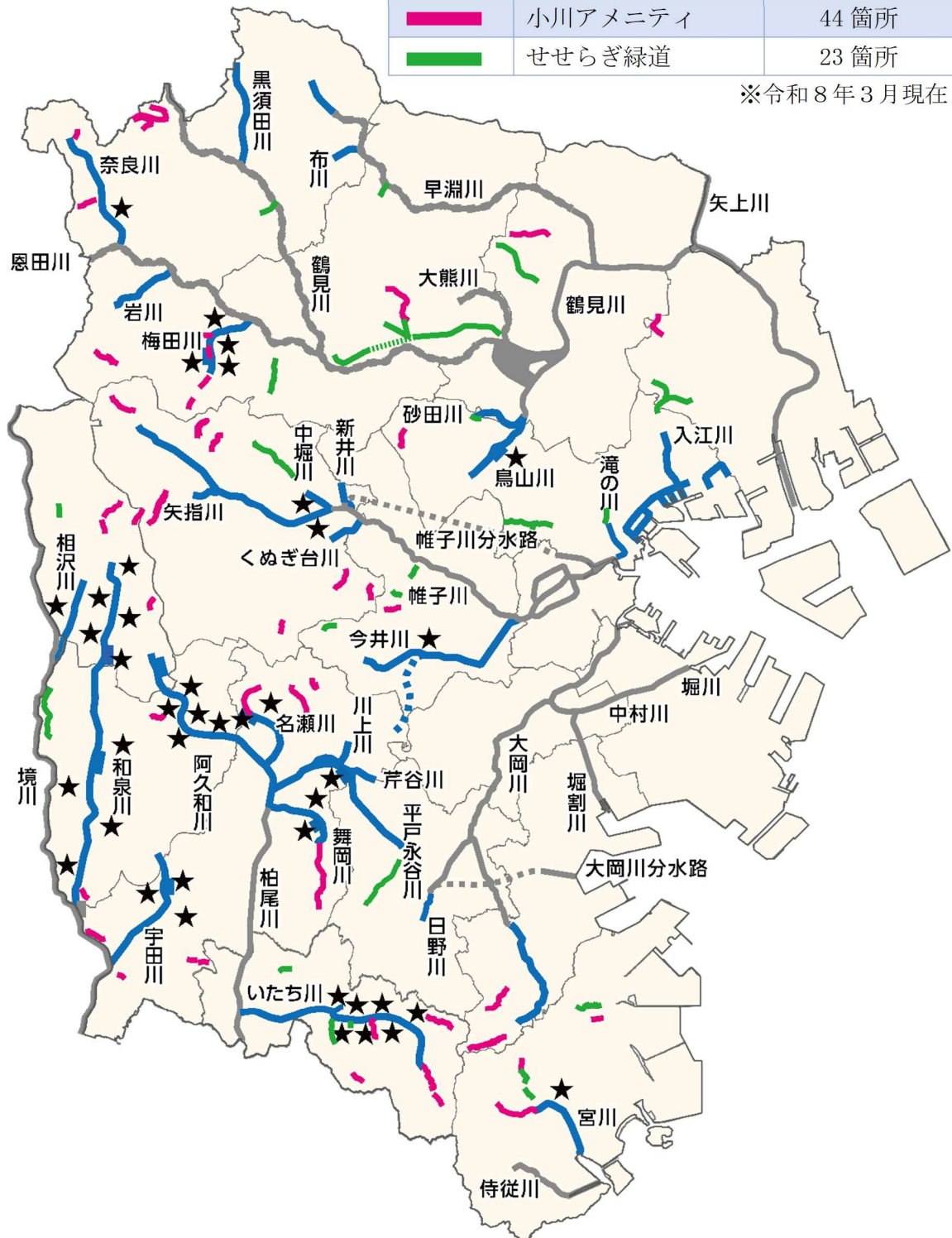


図1-1 本指針の対象

※河川水辺環境…横浜市所管の河川、小川アメニティ及びせせらぎ緑道の全般を指す。

※河川水辺拠点…横浜市所管の河川において水に親しめるように整備した水辺空間並びに小川アメニティ及びせせらぎ緑道を指す。

第2章 河川水辺環境に関するこれまでの取組と現状把握

2-1 これまでの取組

横浜市では、河川や水路を都市部に残る貴重な空間と捉え、昭和50年代から河川環境整備事業に着手し、良好な河川水辺環境を創出してきた。

代表的な事例としては、いたち川や和泉川で取り組んだ地域に根ざした多自然川づくりや、阿久和川で取り組んだ全ての人にやさしい河川環境整備、梅田川で取り組んだ市民協働での川づくりなどのほか、旧川敷を生かした帷子川親水緑道整備、さらには、水路整備事業として実施した源流域での「小川アメニティ」、公共下水道整備により失われた水辺を新たに創出した「せせらぎ緑道」などが挙げられ、現在、約100箇所の河川水辺拠点が市内に存在している。

これらの取組について、今後の河川水辺環境の保全・創出に生かすため、次のように体系的に整理する。

- (1) 河川
- (2) 水路（小川アメニティ、せせらぎ緑道）
- (3) 市民協働

【解説】

横浜市の河川水辺環境に関するこれまでの取組の変遷を図2-1に示す。

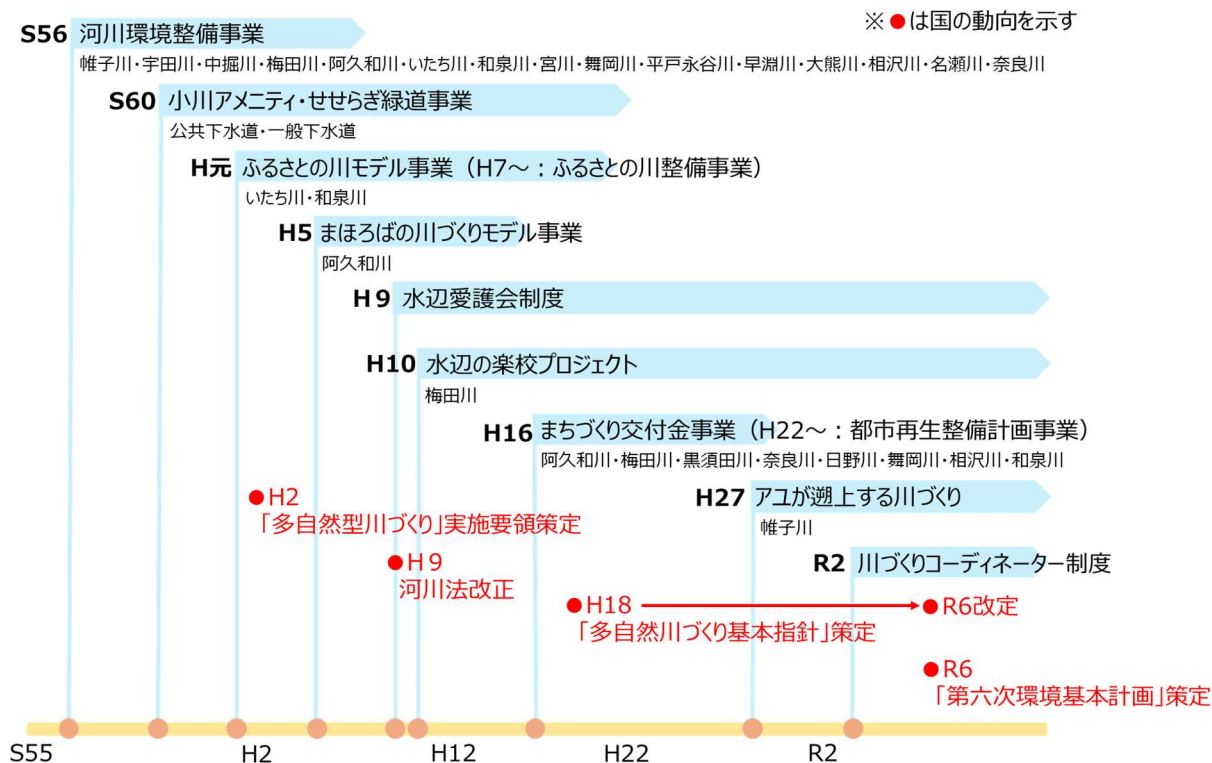


図2-1 横浜市の河川水辺環境に関する取組の変遷

図示した取組と併せ、総合的な水環境の整備方針を示した「水環境マスタープラン」、緑の総量維持等を示した「横浜市緑の基本計画」、これらの計画などを統合して平成18年度に策定した「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、水質改善や雨水浸透対策、樹林地や農地の保全、公園整備、水辺の保全など、水と緑を一体的に捉えた様々な施策を推進してきた。

さらに、環境分野の中長期的な目標や方針を示し、平成30年度の改定で「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」を組み込んだ「横浜市環境管理計画」にも、樹林地保全や市民協働による川づくりのほか、生物の生息・生育環境の保全、雨水浸透ますの整備やグリーンインフラの活用等による水循環の再生などが位置付けられている。

次に、これまでの取組について、河川、水路及び市民協働の3つに分類してまとめる。

（１）河川

横浜市では、市内の治水安全度の向上を目指し、昭和45年度に本格的な河川改修に着手した。その後、昭和50年代に入り、河川を都市に残された貴重な自然空間と捉え、治水機能に加え、親水性や生態系保全を重視した河川環境整備事業に本格的に取り組み始めた。

平成以降は国の補助事業なども活用しながら多自然川づくりなどに取り組み、良好な河川水辺環境を保全・創出してきた。

① 河川環境整備事業

河川環境整備事業は、横浜市が独自に推進した事業で、河川を単なる治水施設だけでなく都市に残された貴重な自然空間と位置付け、周辺の公園や緑地と一体となった整備などを進めたもので、昭和56年度に取組を開始した。

帷子川の河川改修に伴い廃川となった部分（旧川）を活用した親水緑道の整備を皮切りに、事業初期には宇田川で自然の滝を生かしたまさかりが淵を整備するなど、都市化の進展により失われつつあった自然環境を保全・再生し、市民が水辺に親しめる空間を創出した。



写真 2 - 1 帷子川親水緑道



写真 2 - 2 まさかりが淵（宇田川）

② 多自然川づくり

治水整備を優先した河川ではコンクリートによる二面張りで河道を拡幅するなど、治水安全度は飛躍的に向上したものの、川の流れは単調になり、景観や生態系が著しく損なわれていった。

河川の有する本来の機能や川らしさを取り戻すため、昭和57年度にいたち川で、横浜市独自の事業として着手した「低水路整備」では、治水機能を確保しながら、瀬や淵など自然の河床形態を再生するとともに、植生を回復させる取組を実施した。

平成9年の河川法改正で「河川環境の整備と保全」が位置づけられた際には、多自然型川づくり*の先行事例として、全国から多くの河川事業関係者が視察に訪れた。

※「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ

「多自然型川づくり」は、環境への意識の高まりを受け、国により平成2年度に自然環境に配慮した川づくりの方向性が示され、治水機能と環境機能を両立した取組として開始された。一方で、「型」という言葉により、特定の工法や他の施工箇所をまねただけの画一的な川づくり等が増えたため、平成18年度に「多自然川づくり」へと改称し、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史等との調和に配慮し、河川が本来持つ生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する取組となった。



写真2-3 低水路整備（整備前）



写真2-4 低水路整備（整備後）

ア ふるさとの川整備事業

河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として、国が創設した「ふるさとの川モデル事業」を活用し、昭和62年度にいたち川において改修計画を策定し、低水路や瀬・淵の設置、生態系への配慮、散策路の整備などを実施した。

さらに、平成3年度には和泉川においても同事業を活用し、まちづくりと一体となった河川環境整備を実施した。両河川とも、土木学会デザイン賞を受けるなど高い評価を得ている。



写真2-5 坊中の水辺（いたち川）



写真2-6 東山の水辺（和泉川）

イ まほろばの川づくりモデル事業

高齢化社会等に対応した「すべての人にやさしい河川環境の実現」を目標として、国が創設した「まほろばの川づくりモデル事業」を活用し、平成5年度から、全国初の認定事業として、阿久和川において、地域の自然景観や歴史資産も生かしながら、ユニバーサルデザインの観点を取り入れるなど、すべての人にやさしい川づくりに取り組み、5つの河川水辺拠点を整備した。



写真2-7 集いのまほろば



写真2-8 出会いのまほろば

ウ 水辺の楽校プロジェクト

地域の身近な水辺で環境学習や自然体験活動などを推進することを目的として、国が創設した「水辺の楽校プロジェクト」を活用し、平成9年度に梅田川において、市民、河川管理者、教育関係者などで構成される「梅田川水辺の楽校協議会」を設立し計画段階から市民協働による川づくりに取り組んだ。水辺に親しむことのできる空間の創出や歴史的な建造物の保全、さらには周辺環境との調和を図るなど、良好な河川水辺環境を整備した。

協議会では、環境学習や生き物観察会、河川清掃などを継続的に実施している。



写真 2 - 9 一本橋めだか広場



写真 2 - 10 杉沢堰下流

③ 水質の改善及び水量の確保

横浜市では、生活環境の改善や公共水域の水質保全等を目的に下水道整備に取り組み、昭和37年度に最初の終末処理場である本牧下水処理場（現在の中部水再生センター）が稼働し、昭和40年代からの集中的な下水道整備により、昭和45年度に17%であった下水道普及率が30年後の平成12年度には99.5%、令和元年度には概成100%となっており、河川の水質が飛躍的に向上している（図2-2参照）。

また、和泉川の宮沢遊水地では、平成6年度に、下水道普及が完了するまでの暫定施設として、河川の自浄作用を応用した礫間浄化施設を設置し、水質浄化を図っている。

樹林地・農地の保全や雨水浸透対策など河川水量の確保に向けた取組も進めてきており、和泉川での渇水期の水枯れ対策として、地元町内会や水辺愛護会等との協働で、雨水浸透ますの普及啓発や設置促進を図り、平成16年度からの2か年で約600個の雨水浸透ますを設置し、水循環の再生に取り組んだ事例もある。

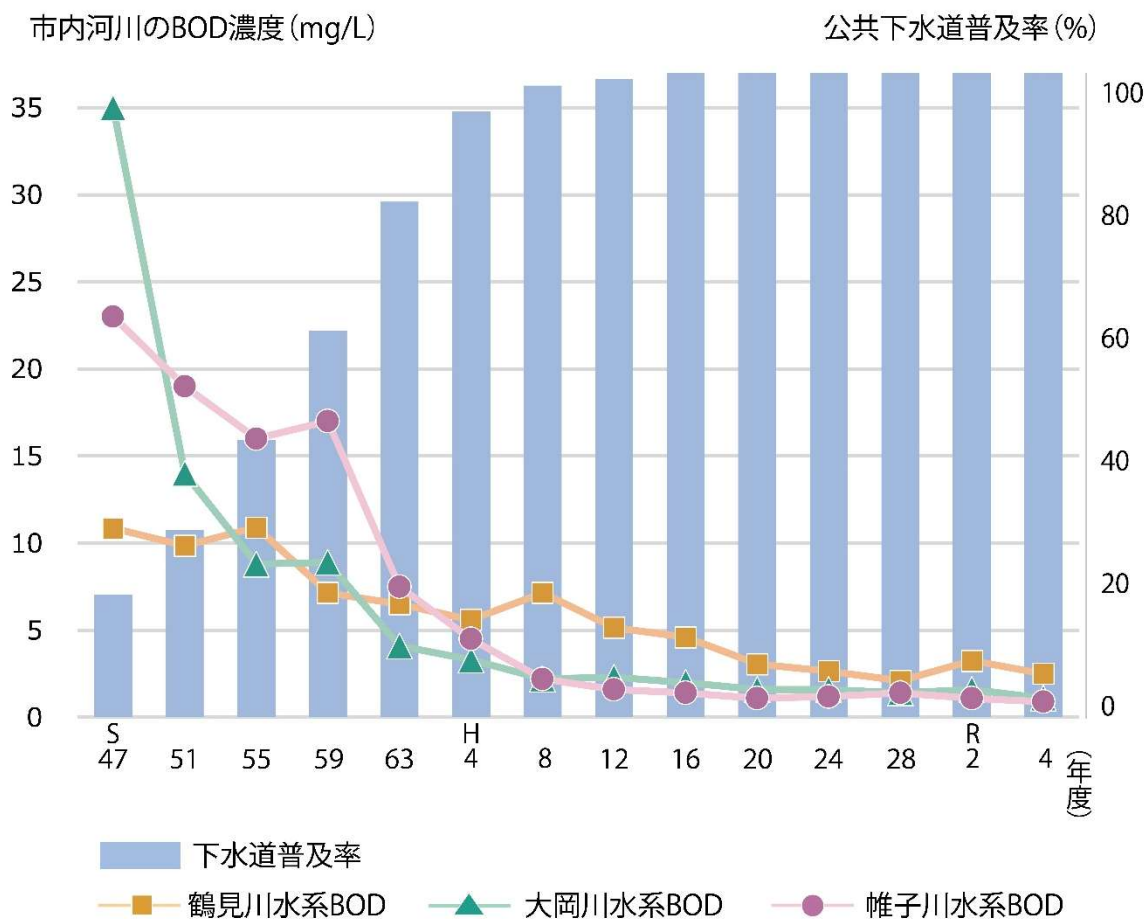


図2-2 下水道普及率と河川の水質の推移

(2) 水路

横浜市は昭和60年度に、自然的、歴史的な資産を生かし、市民が身近な場で水辺に親しみ緑に触れ合えるプロムナード整備や、そのネットワーク化を図る「水と緑と歴史のプロムナード事業」を創設した。その一環として水路を対象に、源流域の自然を生かした「小川アメニティ」や市街地で失われた水辺を再生する「せせらぎ緑道」の整備を進めた。

① 小川アメニティ事業

小川アメニティ事業は、川の源流付近の自然景観が残されているところで、水路を改修する際に小川を再生し、憩いの場を創出することを目的とし、昭和60年度に金沢区釜利谷町や旭区矢指町等で整備に着手したことがはじまりである。散歩道や魚道など生物との共生を考慮した空間づくりなどを行い、現在では、市内各地に44箇所が存在する。



写真 2-11 釜利谷町小川アメニティ



写真 2-12 矢指町小川アメニティ

② せせらぎ緑道事業

せせらぎ緑道事業は、下水道整備に伴い失われた水辺を再生することを目的とし、昭和63年度に三ツ沢せせらぎ緑道を整備したのがはじまりである。三ツ沢せせらぎ緑道では、周辺の緑やせせらぎの流れを生かし、噴水広場や学習広場なども設け、楽しく散策できる小径を再生した。

また、江川せせらぎ緑道は、都筑水再生センターでオゾン処理等の高度な処理を行った再生水を水源としている点が最大の特徴である。加えて、大雨時には、鶴見川との合流点にある水門を操作することで、雨水を一時的に貯留する機能を有している。

現在では、それぞれの地域特性を生かした23箇所のせせらぎ緑道が存在する。



写真 2-13 三ツ沢せせらぎ緑道



写真 2-14 江川せせらぎ緑道

(3) 市民協働

横浜の誇る市民力は、河川水辺環境の保全・創出にも力を発揮し、昭和50年代から、地域や学校による河川清掃やホタルの生息環境の改善など、市民と行政が協働した河川水辺環境の保全・創出に取り組んできた。

① 水辺愛護会制度

河川水辺環境の清掃・美化活動等を行う団体を支援することを目的に、平成9年度に水辺愛護会制度を導入した。

横浜市では、高い環境意識を持つ地域の方々などにより水辺愛護会が結成され、河川沿いの定期的なゴミ拾いや草刈り、季節に応じた花壇の植え替えやイベント開催などの主体的な活動が展開されている。令和8年3月現在、約100団体が精力的に活動し、地域の河川水辺環境が良好に保たれるとともに、貴重な地域交流の機会が生み出されている。これは、横浜市の市民力の高さを示すものであり、継続的で模範的な活動が称えられ、国土交通大臣や環境大臣から表彰される団体もある。

本制度は、水辺愛護会に対し、活動の規模や内容に応じて補助金の交付等の支援を行う仕組みであり、市民と行政が協働して持続可能な都市環境を築く好例となっている。

一方、会員の高齢化や活動の担い手不足などの課題を抱えている団体も増えてきており、新規の会員加入や団体結成の促進に向けた広報のほか、令和6年度から水辺愛護会の活動を支援する専門職員（水辺愛護会サポーター）を配置し、活動状況や困りごとを現地で直接伺うきめ細かな相談対応を行うなど、支援の強化を図っている。



写真2-15 清掃・美化活動



写真2-16 花壇の植え替え

② 川づくりコーディネーター制度

横浜市では、平成27年度に改定した生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）の中で「アユが遡上する川づくり」の推進を掲げ、「アユが遡上する帷子川アクションプラン」を策定し、市民協働による生物多様性に配慮した河川環境の保全・再生を図る取組を推進してきた。

令和2年度には、このような市民協働による取組をさらに推進するため、市民主体で地域の川の魅力や課題を発見し、地域の環境やニーズにより即した川づくりを進めることを目的に、「川づくりコーディネーター制度」を導入した。

この制度は、地域の川に関心を持つ市民団体（川づくり団体）に対し、専門的な知識と経験を有するコーディネーターを派遣し、活動に対する技術的な助言などの支援を行うものである。



写真2-17 アユが遡上する川づくり



写真2-18 川づくりコーディネーター制度

2-2 現状把握

河川水辺環境の保全・創出にあたっては、現地踏査、文献調査、アンケート、ヒアリング等により、次の視点で、必要な項目を適切に組み合わせて総合的に現状把握することを基本とする。

- (1) 市民利用
- (2) 生物
- (3) 水質・水量
- (4) 施設
- (5) 景観

【解説】

河川水辺環境を保全・創出していくうえでは、地域ニーズ、生態系への配慮、施設の安全性や周辺環境との調和などが重要な要素となる。これを踏まえ、「市民利用」、「生物」、「水質・水量」、「施設」、「景観」の5つの視点から、河川水辺環境の現状を事前に把握する方法を次に示す。

なお、既存環境に及ぼす影響の大きさ等を勘案して、河道内の堆積土砂の撤去や草刈りなどの維持管理に関するものを除き、必要な項目を適切に組み合わせて総合的に現状把握を行うことを基本とする。

(1) 市民利用

河川水辺環境の保全・創出にあたって、地域の関わりやニーズを踏まえるため、散策、ジョギング、子どもの遊びなどの利用状況、水辺愛護会をはじめとする地域住民の活動状況や地域イベントの開催状況を把握する。

<把握方法の例>

- ・水辺愛護会、自治会町内会や利用者などへのヒアリングまたはアンケート
- ・現地踏査による利用状況確認
- ・定点観測による利用行動記録

参考：「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）河川空間利用実態調査編」

（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）

- ・GPS データによる人流データの分析 など

(2) 生物

河川水辺環境の生態系に配慮するため、動物や植物の生息・生育・繁殖状況を把握する。

なお、現地での専門的な調査は費用面や技術面の制約を伴う場合も多いため、既存の調査報告や行政資料、学術論文等の文献調査を中心に行う。また、小学校との連携による環境学習の結果を活用することも考えられる。

<把握方法の例>

- ・ 現地踏査による生き物調査
- ・ 既存の生物調査に係る報告書や学術論文などの収集・分析
参考：「横浜の川と海の生物」（横浜市みどり環境局環境科学研究所）
- ・ 生物相の定点モニタリング調査 など



写真 2-19 生物調査の報告書の収集



写真 2-20 環境学習を兼ねた生き物調査

(3) 水質・水量

水質及び水量や水の流れは、生物の生息・生育・繁殖環境に大きな影響を及ぼす可能性があるため、現地踏査や簡易検査のほか、行政資料や学術論文等の文献調査などにより把握する。

<把握方法の例>

- ・ 水質調査
- ・ 生物指標を用いた水質の評価
- ・ 既存の水質等の調査に係る報告書や学術論文などの収集・分析
参考：「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市みどり環境局）
- ・ 近傍の水位計の計測データを参考にした水量把握 など
参考：「横浜市水防災情報」（横浜市下水道河川局）

(4) 施設

河川水辺環境に設置されている施設（休憩施設、デッキ、柵、階段やスロープなど）は、老朽化の進行や損傷により安全性や機能が低下するため、施設の健全性や経過年数などを把握する。

<把握方法の例>

- ・現地目視点検による施設の劣化状況の確認
- ・経過年数など施設諸元のデータベース化
- ・点検結果や維持管理情報の蓄積・分析 など

(5) 景観

都市と自然が調和した空間を形成するため、地域特有の歴史的・文化的資源や自然景観との調和、まちとの連続性などを把握する。

<把握方法の例>

- ・現地踏査による景観要素の把握
- ・既存文献等による地域の歴史・文化の把握
- ・水辺愛護会、自治会町内会や利用者などへのヒアリングまたはアンケート など

第3章 河川水辺環境の保全・創出の方向性

3-1 基本方針

良好な河川水辺環境の保全・創出を通じて、市民生活の質の向上と環境との共生を図るため、誰もが過ごしやすい、多様な形で関わることや、自然回復への貢献を重視し、基本方針を次のように定める。

- (1) 快適
- (2) オープン
- (3) ネイチャーポジティブ

【解説】

(1) 快適 ～誰もが過ごしやすい河川水辺環境～

散策やレクリエーション、休憩など、地域に潤いと安らぎをもたらす場として、誰もが安心・安全で、快適に過ごすことができ、人々を惹きつける河川水辺環境の保全・創出を目指す。

(2) オープン ～多様な形で関わられる河川水辺環境～

市民や企業、学校など、多様な主体と連携し、持続可能でにぎわいのある河川水辺環境の保全・創出を目指す。

(3) ネイチャーポジティブ ～自然回復に貢献する河川水辺環境～

生態系ネットワークの重要な基盤として、生物の生息・生育・繁殖環境を確保し、自然回復に貢献する河川水辺環境の保全・創出を目指す。

3-2 主な取組

良好な河川水辺環境の保全・創出を通じて、市民生活の質の向上と環境との共生を図るため、河川水辺環境の特徴や利用状況、周辺環境等に応じ、3つの基本方針に沿って、必要な取組を実施する。

- (1) 「快適」に関する主な取組
- (2) 「オープン」に関する主な取組
- (3) 「ネイチャーポジティブ」に関する主な取組

【解説】

表3-1、表3-2、表3-3に各々の基本方針に関する取組の例を示す。

河川水辺環境の特徴や利用状況、周辺環境等に応じて、表に示す取組を中心として、適切な取組を選択または組み合わせることを基本とする。

なお、それぞれの取組例は、必ずしも1つの基本方針のみに対応するものではなく、複数の基本方針に関連する場合もあることに留意する。

さらに、必要な取組は、表に示すものに限定されるものではなく、新しい知見や工夫についても積極的に取り入れるとともに、より効果が発揮できるよう、柔軟かつ適切に改善を図っていくことが重要である。

(1) 「快適」に関する主な取組

基本方針「快適」に関する取組の例を表3-1に示す。

表3-1 「快適」に関する取組例

観点	取組例
地域の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを含む地域とのワークショップの開催 地元説明会の実施  
ユニバーサルデザインへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> スロープや手すりなどの設置 看板への多言語表示、ピクトグラムを導入  
休憩場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 木陰の確保 ベンチの設置  
良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観との調和 歴史的・文化的資源の保存  

(2) 「オープン」に関する主な取組

基本方針「オープン」に関する取組の例を表3-2に示す。

表3-2 「オープン」に関する取組例

観点	取組例
市民協働による川づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺愛護会の設立、活性化 ・川づくりコーディネーター制度の活用  
公民連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携によるにぎわい創出 ・民間企業による水辺愛護活動  
市民の交流の場としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のお祭りなどイベント利用 ・生き物観察会の実施  
情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントでの広報 ・SNS等の積極活用  

(3) 「ネイチャーポジティブ」に関する主な取組

基本方針「ネイチャーポジティブ」に関する取組の例を表3-3に示す。

表3-3 「ネイチャーポジティブ」に関する取組例

観点	取組例
生物の生息・生育・繁殖の場や生態系の連続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生物に配慮した水際の保全・創出 ・魚道の整備 ・瀬や淵の整備 ・多様な植生群落の形成 ・継続的なモニタリング <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;">     </div>

3-3 考慮すべき事項

河川水辺環境の保全・創出にあたっては、利用者の安全性に配慮するとともに、デジタル技術の導入や技術革新の動向、維持管理の容易性、河川水辺拠点ごとの特徴等を踏まえた機能の最適化などを考慮する。

【解説】

都市部における河川水辺環境は、利用者が安全に利用するための配慮が必要である。このため、河川水辺拠点の整備などにあたっては、川の危険性を知らせる看板の設置のほか、利用状況に応じ、河川水位警報装置の設置などを検討する。さらに、教育機関などと連携し、水難事故防止に向けた注意喚起や安全教育の取組を推進することが重要である。

また、AIを活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入などによる効果的かつ効率的な取組の推進のほか、環境調和型の材料や資材の開発動向などを注視する必要がある。

さらに、景観や生物への配慮の観点から、手すりや通路などに天然木など自然由来の素材を用いるのは効果的であるが、維持管理の容易性やライフサイクルコストを考慮し、天然素材の見た目や質感を再現しつつ耐久性を高めた人工素材を用いた部材を適所に採用することについても検討する。

加えて、河川水辺拠点ごとの特徴や利用状況に応じて、その拠点が有する機能について最適化を図る観点も重要である。

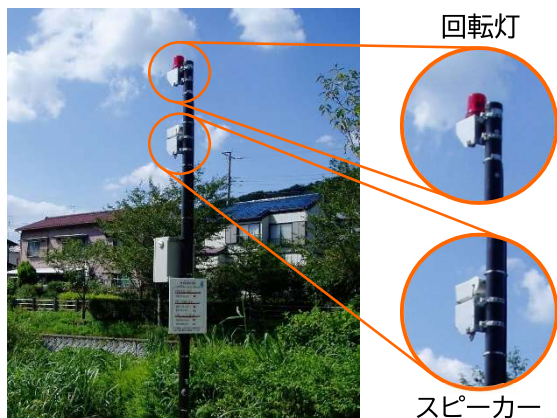


写真3-1 河川水辺拠点の警報装置



写真3-2 人工素材を用いた転落防止柵

卷末資料

用語集

あ行

暗きよ(あんきよ)

地下に埋設され、トンネル状になった川や水路のこと。

WELL-BEING (うえるびーいんぐ)

身体的・精神的・社会的に満たされ、幸福で良好な状態のこと。

オゾン処理(おぞんしり)

下水処理の最終工程でオゾンを使用し、強い酸化力で、におい・色・微量有機物などを分解する処理のこと。

か行

河床(かしょう)

川の底の部分のこと。

魚道(ぎょどう)

川に落差がある部分に設けて、流れや段差を工夫し魚類などが上下流を移動できるようにする通り道のこと。

源流(げんりゅう)

川の最も上流に位置する水源で、川の始まりとなる場所のこと。

公民連携(こうみんれんけい)

行政と民間事業者(企業・大学・NPOなど)が連携し、民間事業者のアイデアや資金、ノウハウを生かして公共サービスを提供すること。

さ行

市民協働(しみんきょうどう)

市民と行政または市民同士が協力し、地域課題の解決やまちづくりの目標の実現に取り組むこと。

親水拠点(しんすいきよてん)

水辺で安全に過ごせる交流の場で、水辺に近づけ、散歩・学習・自然観察など多目的に使えるよう整備された場所のこと。

水位計(すいいけい)

川や遊水地などの水位(基準からの水面の高さ)を計測・監視する機器のこと。

水系(すいけい)

大きな川(本川)と、水源から河口に至るまでに、その川に流れ込む支流のまとまりのこと。横浜市には、鶴見川水系、帷子川水系、大岡川水系、境川水系、入江川水系、滝の川水系、宮川水系及び侍従川水系の8つの水系がある。

水生生物(すいせいせいぶつ)

川・海・湖などの水中に生息する生き物の総称で、魚類、水生昆虫、貝、甲殻類、水草などが含まれる。

瀬(せ)・淵(ふち)

流れが速く水深の浅い場所を「瀬」、流れが緩やかで水深が深い場所を「淵」といい、これらがあることで多様な生き物がすみやすくなる。

生態系ネットワーク(せいたいけいねっとわーく)

森・川・海などの自然が持つつながりを大切にし、生き物が移動したり暮らし続けられたりするように、地域の自然環境を点ではなく線や面で結びつける取組のこと。

遡上(そじょう)

魚が産卵などのために下流や海から上流へ向かってのぼる行動。横浜市ではアユやウナギなどの遡上が確認されている。

た行

第六次環境基本計画(だいろくじかんきょうきほんけいかく)

環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定めるもので、全ての環境分野を統合する最上位の計画。環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題を同時に解決することを目指す。

治水(ちすい)

洪水や浸水を防ぎ、地域の安全を守るために、川の流れを適切に保つ取組の総称。護岸整備や河床掘削、遊水地の整備などが含まれる。

低水路(ていすいろ)

川の中で、普段水が流れている部分。川の景観を保ち、魚などの生態系を維持する場所。

DX(でいーえっくす)

デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術の活用により、行政サービスや生活の仕組をより良く変革し、利便性や価値を高めること。

な行

ネイチャーポジティブ

自然の損失を食い止め、回復軌道に乗せること。自然を維持するだけでなく積極的に再生させる考え方。

は行

BOD(びーおーでいー)

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機汚濁 (水の汚れ) を示す代表的な指標。微生物が有機物を分解する際に消費する酸素量 (mg/L) のことで、数値が高いほど汚れがひどいことを示す。

ピクトグラム

文字を使わず、形や色で情報を伝える図記号。言語や年齢を問わず、直感的に意味を理解しやすい。

ま行

モニタリング

計画の効果や環境の状態を継続的に観察すること。

や行

湧水(ゆうすい)

地下水が地表に自然に湧き出したもの。地域の貴重な水資源であり、美しい景観や貴重な生態系を育む。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、最初から「誰もが使いやすい」ように配慮して行う設計のこと。

ら行

ライフサイクルコスト

施設などの建設から維持管理、廃棄までの一生にかかる総費用。長期的な視点でコストを抑えるために重視する。

礫間浄化(れきかんじょうか)

砂利の層に水を通し、石に付着した微生物の働きで汚れを分解・除去する、自然の仕組を生かした浄化方法。

わ行

ワークショップ

参加者が対等な立場で意見を出し合い、対話を通じて課題解決やアイデア作りを行う体験型の会議方式。

発行:令和8年3月

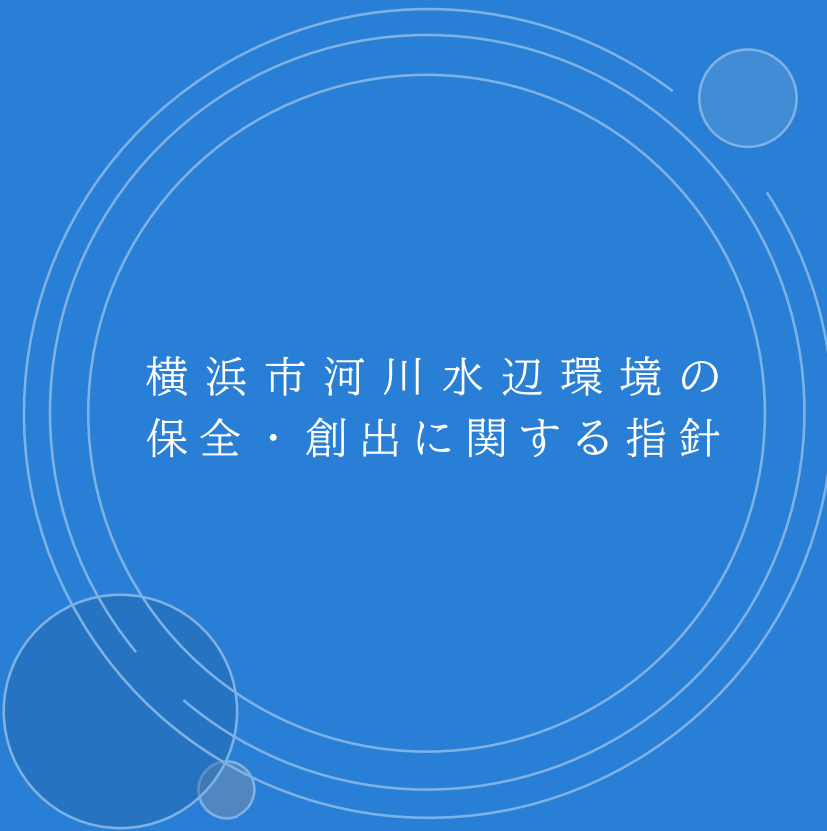
横浜市 下水道河川局河川部河川流域調整課

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

電話 045-671-4215

F A X 045-651-0715

E x - l gk-kasenchosei@city.yokohama.lg.jp



横浜市河川水辺環境の
保全・創出に関する指針